

定 款

株式会社プレミアムウォーターホールディングス

(2026年1月23日改正)

株式会社プレミアムウォーターホールディングス

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社プレミアムウォーターホールディングスと称する。

2. 前項の商号は、英文では Premium Water Holdings, Inc. とする。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

(1) 飲料水（天然水、浄水機器により濾過・浸透した水等）および清涼飲料水の製造、販売および輸出入事業

(2) 酒類の製造、販売および輸出入事業

(3) 水処理装置全般の設計、施工事業

(4) 下記物品およびその附属品の製造ならびに販売、割賦販売および輸出入事業

水処理装置全般、飲料水関連機器、浄水機器、食料品、水産物、農畜産物、健康食品、食品添加物、化粧品、化粧雑貨品、美容器具、健康器具、日用品雑貨、医薬品、医薬部外品、衣料品、家具、インテリア製品、スポーツ用品、通信機器、移動通信機器、コンピュータ、コピーマシン、ファクシミリおよび周辺機器、電子応用医療機器、電子計算機、車両、運搬機器、ソフトウェア、コンピュータープログラムおよびその部品

(5) 下記物品およびその附属品のリースおよびレンタル事業

水処理装置全般、飲料水関連機器、浄水機器、美容器具、健康器具、家具、インテリア製品、スポーツ用品機器、通信機器、移動通信機器、コンピュータ、コピーマシン、ファクシミリおよび周辺機器、電子応用医療機器、電子計算機、車両、運搬機器、ソフトウェア、コンピュータープログラムおよびその部品

(6) 広告代理事業

(7) 下記業務の企画、立案、製作および実施・販売事業

広告、宣伝、マーケティング業務、各種イベント業務および映画・ビデオソフトの企画・製作業務

(8) 書籍、雑誌等の出版および出版物の企画、制作および販売事業

(9) 電子商取引に関するシステムの設計、構築、販売、設置工事および運営事業

(10) 映像、音楽、その他のソフトウェアおよびコンピュータープログラムの企画、製作、販売事業

(11) 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業

(12) コンピュータ入力業務の受託

(13) 飲食店業および駐車場の経営

(14) 企業に対する投資、融資およびその斡旋業務

(15) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務

- (16) コールセンター業務請負
- (17) 有料職業紹介事業
- (18) 人材育成コンサルティング事業
- (19) クレジットカード取次業務
- (20) 古物売買および賃貸業務
- (21) 有料会員サービスの企画、構築、運営および販売業務
- (22) ウェブサイト等の企画、構築、運営および販売業務
- (23) インターネット等を利用した各種情報提供サービス、情報処理サービスの企画、構築、運営および販売業務
- (24) デジタルコンテンツの企画、制作、配信および販売
- (25) 電気通信事業法に定める電気通信事業
- (26) 電気通信サービス、放送サービス等の加入手続に関する代理店事業
- (27) インターネットの接続仲介業
- (28) インターネット回線の募集に関する事業
- (29) 電気、ガス、石油、石炭および温暖化排出権等の売買取引の媒介
- (30) 電気、ガス、石油、石炭および温暖化排出権等の売買取引
- (31) エネルギーのコンサルティングおよび研究
- (32) 貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、倉庫業およびその他の物流に関する事業
- (33) 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を山梨県富士吉田市に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、次の機関を置く。

- (1) 株主総会
- (2) 取締役および取締役会
- (3) 監査等委員会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載することにより行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式の総数および発行可能種類株式の総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式の総数は、84,000,000 株とし、発行可能種類株式の総数は、普通株式84,000,000 株、A種優先株式28株、B種種類株式9,046,070株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の 1 単元の株式数は、普通株式につき 100 株とし、A 種優先株式につき 1 株とし、B 種種類株式につき 100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式および新株予約権に関する取扱い、手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続き等は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則によるものとする。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

第 2 章の 2 優先株式

(A 種優先株式)

第 12 条の 2 当会社が発行する A 種優先株式の内容は、次項から第 7 項までのとおりとする。

2. 優先配当金
 - (1) A 種優先配当金

当会社は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して第43条第1項に規定する基準日に係る剰余金の配当を行う場合に限り、第42条の規定に基づいて行う取締役会の決議により、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき第2号に定める額の剰余金（以下「A種優先配当金」という。）を配当する。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当金の額は、1事業年度毎に1株につき2,000,000円とする。なお、A種優先株式が発行された事業年度におけるA種優先配当金の額は、1株につき2,000,000円を、A種優先株式発行日の翌日から当該事業年度の末日までの日数に応じて、1年を365日とする日割り計算により算出した額とする。

(3) 累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないとき（剰余金の配当が行われない場合を含む。）は、その不足額は、翌事業年度以降に累積するものとする。

(4) 非参加条項

当会社は、第1号および第2号に基づくA種優先配当金の配当後、さらに分配可能額について普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当を行うときは、別段の定めをしない限り、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同順位での剰余金の配当を行わない。

3. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないとき（剰余金の配当が行われない場合を含む。）は、その不足額は、翌事業年度以降に累積するものとする。

(2) 非参加条項

A種優先株式またはA種優先登録株式質権者に対しては、前号に定めるほか、残余財産の分配は行わない。

4. 議決権

A種優先株主は株主総会において議決権を有しない。また、当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に定める場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

5. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

当会社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割または併合を行わない。また、当会社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当または新株予約権無償割当を行わない。

6. 金銭を対価とする取得条項

- (1) 当会社は、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者の承諾を得た場合、当会社の取締役会が別に定める日において、法令上可能な範囲で、次号に定める取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部または一部を取得することができる（当該取得を行う日を、以下「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、一部を取得するときは、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきA種優先株式を決定する。

- (2) A種優先株式1株あたりの取得価額は、次に定める算式による金額とする。

[算式]

A種優先株式1株あたりの取得価額=[100,000,000円]+[A種優先株式発行日の翌日から金銭対価取得条項取得日までの日数に応じて1年につき2,000,000円の割合による金額（1年未満の期間部分については1年を365日とする日割り計算によるものとする。）]-[当会社が当該A種優先株式につき支払ったA種優先配当金額合計額]

7. 謙渡制限

A種優先株式を謙渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を要する。

第2章の3 B種種類株式

（B種種類株式）

第12条の3 当会社が発行するB種種類株式の内容は、次項から第7項までのとおりとする。

2. 剰余金の配当

当会社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（以下「B種登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者と同順位で、B種種類株式1株につき、普通株主または普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき配当する剰余金の額の1倍（普通株式またはB種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金額（計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、1円未満の端数は切り捨てる。）の剰余金の配当をする。

3. 残余財産の分配

当会社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）を分配するときは、B種種類株主またはB種登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者と同順位にて、B種種類株式1株につき、普通株式1株と同順位かつ普通株式1株につき分配する残余財産の額の1倍（普通株式またはB種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金額（計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、1円未満の端数は切り捨てる。）の残余財産の分配を行う。

4. 議決権

B種種類株主は株主総会においてB種種類株式100株につき1個の議決権を有し、100株未満については議決権を有しない。

5. 種類株主総会

当会社は、普通株式およびB種種類株式について、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない。ただし、同項第1号に規定する定款の変更（単元株式数についてのものを除く。）を行う場合は、この限りでない。

6. 普通株式を対価とする取得請求権

B種種類株主は、法令の定める範囲内において、当会社に対し、当会社の普通株式の交付と引換えに、B種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができ

るものとし、かかる請求があった場合、当会社は、取得するB種種類株式の1倍（普通株式またはB種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の数（計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には、1株未満の端数は切り捨てる。）の普通株式をB種種類株主に交付する。

7. 謾渡制限

B種種類株式を謹渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を要する。

第3章 株主総会

(招集)

- 第13条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時これを招集する。
2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
 3. 株主総会を招集するには、会日より2週間前に、各株主に対して招集通知を発するものとする。

(電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議長)

- 第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の普通決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が

出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事については、その経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、これを10年間本店に、その写しを5年間支店に備え置く。

(種類株主総会)

第18条の2 第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。

2. 第13条、第14条、第15条、第17条および第18条の規定は種類株主総会について準用する。

3. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、3名以上15名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任については累積投票によらないものとする。

3. 第1項に定める取締役の選任は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

4. 当会社は、法令または定款で定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の招集権者および議長）

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

（代表取締役および役付取締役）

第 23 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の決議方法）

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 25 条 当会社は、取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会議事録）

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに署名押印、記名押印または電子署名して、これを 10 年間本店に備え置く。

（重要な業務執行の委任）

第 27 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部

を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(取締役との責任限定契約)

第 31 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等でない取締役（監査等委員である取締役を含む。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 32 条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 34 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会議事録)

第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名押印、記名押印または電子署名して、これを 10 年間本店に備え置く。

(監査等委員会規程)

第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第 37 条 会計監査人は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約の締結)

第 40 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠つたことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 42 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会に決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 43 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(配当の除外期間)

第 44 条 配当財産(中間配当を含む)は、その支払開始の日から満 3 年を経過したときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2. 配当財産には利息を付さないものとする。

(A種優先株式の除斥期間)

第44条の2 第44条の規定は、A種優先配当金の支払いについて、これを準用する。

附 則

(取締役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第13期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、各監査等委員である取締役の同意を得ることを条件に、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第2条 当会社は、第13期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以 上

[定款改正履歴]

2007 年 5 月 30 日	一部改正
2008 年 5 月 21 日	一部改正
2010 年 4 月 7 日	一部改正
2010 年 12 月 15 日	一部改正
2012 年 12 月 26 日	一部改正
2013 年 6 月 23 日	一部改正
2013 年 10 月 1 日	一部改正
2016 年 7 月 1 日	一部改正
2017 年 9 月 27 日	一部改正
2018 年 6 月 27 日	一部改正
2019 年 6 月 26 日	一部改正
2022 年 6 月 22 日	一部改正
2023 年 3 月 1 日	一部改正
2026 年 1 月 23 日	一部改正